

会 議 名	第3回 狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会
開 催 日 時	平成30年1月23日(火) 午後6時30分～午後7時40分
会 場	中央公民館 第5学習室
出 席 者	狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員 11名 （欠席9名）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. あいさつ 3. 議題 <ul style="list-style-type: none"> （1）前回の委員会の振り返り （2）11月18日に実施した意見交換会について （3）その他 4. 閉 会
協議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 委員長あいさつ 3. 議題 <ul style="list-style-type: none"> （1）前回の委員会のふりかえり （資料：第2回狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会の振り返り参照） （2）協働によるまちづくり条例を制定することについて （資料：協働によるまちづくり条例を制定することについて、狭山市協働によるまちづくり条例（案）参照）

(3) タイムスケジュール

(資料：平成 29 年度以降「協働のまちづくり条例（仮称）」の制定にむけたタイムスケジュール（案）

(4) その他

(小山委員長)

条例を作成するにあたって、他市の条例がどういうものなのか調べてみた。所沢市の条例では、まちづくりに対して市民参加を促すような条例としている。「市民参加と掛けまして、背筋を正すと説く。その心は市政（姿勢）を正す」とのこと。このような遊び心をもって、条例を解説しているところもある。市民が背筋を正すとともに、行政はもっと姿勢を正さないといけないということを訴えている。

条例を作る理由と目的について、一人一人が考えて明確にしていけないといけない。

まちづくりに関わる条例なので、市民が主体的に作り、行政がバックアップする形をとらなければ、活力のあるまちづくりには発展しない。

“協働”と“まちづくり”という言葉の定義について、委員一人一人の合意形成を図らないと、イメージする条例の形が委員毎にバラバラになってしまう。

協働のまちづくり条例を必要とする背景としては、社会構造の変化（少子高齢化、人口減少など）、経済状況の変化（“所有”から“シェアリング経済”へ）、公的機関の財政難（医療費や社会保障費の増加、公共施設の老朽化などによる）がある。そのような中で、これからのまちのあり方について見直していくとともに、新たな活動を生みだしていかなければならない。

“まち”の捉え方は、人によって異なる。私は“まち”を「暮らしをするのに必要な協働の場＝地域コミュニティ」と考えている。家の暮らしだけでは生活は成り立たず、近所の人など家の外の部分とも協働することで暮らしは成り立っている。

先程述べた背景があるように、時代は変化している。時代に合った

まちにするためには、地域の人と協働して積極的にまちづくりを進め続けていかなければならない。

コミュニティには2つの種類があると考えている。

①地域コミュニティ…住んでいる場所のコミュニティ

②テーマコミュニティ…目的を持って協力し合うコミュニティ

この2つのコミュニティを持つまちを実現するためには、どのようにまちづくりを進めていくかが問われてくる。

暮らしの変化により生まれてくる地域課題に対しては、住民が知恵を出し合って主体的に解決している。

しかし、先程述べた社会構造の変化に伴い生まれてくる新たな問題を解決するためには、従来のやり方だけでは対応できない。活動を担う人に対して、コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスのように、活動する人に対して無償ではなく、多少の対価（お金）を払って事業を実施しないと継続して活動できない。

課題解決型のまちづくりだけではなく、まちを豊かにする創造的なまちづくり（ブランドづくりなど）が必要である。

地域課題と社会課題を創造的な形で解決できるかが、どこのまちでも求められる大きな課題であり、この課題に対して歩み始めることで、狭山市は先進的なまちとして輝ける。

阪神大震災の際に、市民同士の助け合い、NPO法人や市民活動団体の活動が注目され、市民協働への意識が高まった。

人は“家”に住んでいるのではなく、“まち”に住んでいる。この“まち”が自分達の生活にどのような影響をもつのか考える必要がある。

本来の順番としては、まちづくり条例の制定→地区センター設置→ガイドラインという流れであるが、狭山市では、地区センター設置→ガイドライン→まちづくり条例と流れが逆になっており、これが狭山の特色であると思う。

狭山市らしいまちづくり条例（仮称）をみなさんと一緒に作っていききたい。

（委員A）

ガイドラインの作成に携わっていたが、狭山に住んで人とのつなが

りもできたが、まちとして魅力的とは思わない。

条例制定の背景として、社会構造の変化などがあげられていたが、その問題が狭山市だけに該当するものではない。このような背景の中で狭山市をより活性化させるために、条例をつくることが本当に必要であるのか。一つの文書（条例）ができたところで、活性化できるとは思わない。

条例は、「何のために、誰に向けて、何を作るのか」を考えなければならない。条例をつくることでどのように変わるのか？

例えば、「みどりで美しいまち」にするために、グリーンベルトを作るなど、テーマ（ねらい）がはっきり分かるような具体的で分かりやすい条例の方が活性化に繋がると思う。

（委員B）

課題に対して動くのが遅いと思う。だからこそ条例が必要になってきたのではないかと思う。また、条例にすることで、より強力に協働への意識付けができると考えている。

（委員A）

課題は10年前から予測されていたものであり、より深刻になっただけである。新しい課題ではない。そのような課題に対して条例を作ることに意味があるのか。

（委員C）

市としてどこへ向かいたいのか。条例＝コンセプトだと思う。コンセプトを明確にするために条例が必要。条例の必要性より、“豊かなまち”にするためにと定義付けができれば条例として意味がある。

例えば、人口を増やしたい、災害に強いまちなど、コンセプトが明確になっていけば、自然と条例の形は決まっていくと思う。また、必要性も明確になると思う。

市の負担が増えてきたので、市民の力を借りたいという本音と建前の部分もあるかと思うが、ここで決める話ではない。

（委員D）

市民と行政と一緒に話し合うことは重要であると感じている。また、市民、行政と区別されるが、同じ狭山市で暮らしを共有しており、

	<p>一緒に考えていけると感じた。そのために多くの市民に知ってもらうために条例は必要であり、多くの市民に届くようにする条例ができれば、多くの人と一緒にまちづくりを進めることができると思う。</p> <p>4. 閉 会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回狭山市協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会の振り返り ・ 協働によるまちづくり条例を制定することについて ・ 狭山市協働によるまちづくり条例（案） ・ 平成29年度以降「協働のまちづくり条例（仮称）」の制定に向けたタイムスケジュール（案） ・ 協働のまちづくり条例（仮称）市民検討委員会委員各位へのお願い
事務局	協働自治推進課 課長・主幹・主査・主事補 以上4名